

県融資制度の新制度創設

- ①「小規模企業資金」の新制度（経営状況のモニタリングによる倒産抑制）
- ②新資金「企業活力支援資金」の創設（新たな事業展開を低利融資で支援）

（令和8年4月1日：岐阜県 商工労働部 商業・金融課）

県では、県制度融資において県内中小企業者及び小規模企業者の資金繰りを支援しています。このたび、利用者の経営状況のモニタリングにより倒産の未然防止を図る仕組みを、「小規模企業資金」において設けます。あわせて、新資金「企業活力支援資金」を創設して、利用者の新たな事業展開を低利融資で支援します。

1 「小規模企業資金」における新制度（県信用保証協会、商工会議所及び商工会と連携した予兆管理の強化）

（1）概要

- 既存資金「小規模企業資金」における新制度。
- 利用者の決算資料をモニタリングすることにより、経営悪化の予兆を早期に把握し、状況に応じた経営改善等の支援(※)を行い、倒産の未然防止を図るもの。
 ※ モニタリング実施者は、主に商工会議所及び商工会。これに県信用保証協会も連携し、必要に応じて、事業者への訪問や、中小企業支援機関、土業とのハブ機能的役割を担うことにより、経営改善や事業再生等の支援を実施。

（2）新制度利用者のメリット及び条件

- 県は、信用保証料に対する補助を、通常の「小規模企業資金」の補助率に「年0.2%」上乗せして、利用者の信用保証料負担を軽減。
- 利用者は、融資実行後3年間、確定申告を行った日から3か月以内に直近決算報告書を商工会議所又は商工会へ提出。

（3）融資要件

	「小規模企業資金」(通常版)	「小規模企業資金」(モニタリング版)
融資対象者	県内小規模企業者（事業歴1年以上）	同左
資金使途	特別の制約なし	
融資利率	年1.6% [固定金利]	
融資限度額	運転資金：2,000万円 設備資金：2,000万円	
償還（据置） 期間	運転資金：7年以内（1年以内） 設備資金：10年以内（1年以内）	年0.3～0.9% （「通常版」と比して県補助率「年0.2%」上乗）
事業者負担 信用保証料率	年0.5%～1.1%（※信用保証は必須） （県補助（0.2%～1.1%）後の率）	
担保	不要	同左
保証人	原則、法人代表者以外は不要	
融資申込先	県制度融資取扱金融機関	商工会議所又は商工会
添付資料	—	決算報告書の提出（3年間）に係る誓約書

2 新資金「企業活力支援資金」の創設（県政策誘導型資金を統廃合のうえ低利な融資利率に設定して新たな事業展開や取組を支援）

(1) 概要

- 令和7年度まで実施していた県政策誘導型の7資金を統廃合(※1)。融資対象者を、新たな事業展開やSDGs、ワーク・ライフ・バランス等に取り組む事業者に絞った(※2)新資金「企業活力支援資金」を創設。

※1： 「SDGs推進資金」、「産業活性化・海外市場開拓支援資金」、「成長産業強化支援資金」、「地域未来投資支援資金」、「経営合理化資金」、「脱炭素社会推進資金」、「雇用支援資金」の7資金を廃止のうえ一本化。

※2： 融資対象者は、県の重要施策、時事施策等に関わるものに絞って継続。

- 融資利率は、県制度融資において最も低い「年1.6%」に設定。

(2) 融資要件

融資対象者	次のいずれかに該当する県内中小企業者等（事業歴1年以上）。 ① ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第5条に該当するとして登録している者 ② 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第9条第1項に該当する（「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として登録している者 ③ 「パートナーシップ構築宣言」の登録・公表事業者（(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している者） ④ 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の知事の承認を受けた者（当該計画期間内に限る。） ⑤ (公財)岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた者（当該評価後5年以内に限る。） ⑥ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（当該計画期間内に限る。） ⑦ 岐阜県健康経営推進事業実施要領第3条に該当するとして登録している者
資金使途	融資対象者①～③、⑤、⑦：特段の制約なし 融資対象者④、⑥：当該承認を受けた事業に関する資金
融資利率	年1.6%（※償還期間が10年超の場合は年2.0%）[固定金利]
融資限度額	運転資金：4,000万円、設備資金：1億円
償還(据置)期間	運転資金：7年以内（1年以内）、設備資金：15年以内（1年以内）
事業者負担 信用保証料率	年0.35～1.7%（※信用保証を必要とする場合のみ） （県補助（0.1%～0.2%）後の率）
担保	原則不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要
融資申込先	県制度融資取扱金融機関
添付資料	融資対象者であることを証するもの （※融資対象者④及び⑥においては「当該承認を受けた計画期間」を証するものも必要）

3 融資取扱開始日

令和8年4月1日から

4 県制度融資（岐阜県中小企業資金融資制度）の概要

県公式ホームページ：検索キーワード「岐阜県制度融資」

5 お問い合わせ先

（融資の申込・相談）県制度融資取扱金融機関

（信用保証をはじめとした金融相談）岐阜県信用保証協会

（制度に関する問い合わせ）岐阜県 商工労働部 商業・金融課 資金融資係（058-272-8374）

